

令和8年度愛知県分娩取扱施設運営費補助金交付要綱

(通則)

第1 令和8年度愛知県分娩取扱施設運営費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2 分娩数が減少している分娩取扱施設に対して、一定規模の分娩取扱を継続するための支援を行い、出生数の減少が進行するなかでも地域で安心して子どもを産み育てることのできる周産期医療体制を確保することを目的とする。

(交付の対象)

第3 この補助金は、次の各号に定める要件を全て満たす分娩取扱施設の運営に係る経費の一部（以下「補助事業」という。）を交付の対象とする。

- (1) 令和7年4月1日から9月末日までの分娩取扱件数が25件以上であること。
- (2) 補助金交付申請日時点において、分娩取扱を継続していること。
- (3) 令和6年度における分娩取扱件数が、令和5年度における分娩取扱件数を5%以上下回っていること。

(交付額の算定方法)

第4 補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について補助金を交付する。

2 補助基準額及び補助対象経費は別表のとおりとし、次により算出した額とする。ただし、算出した額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

- (1) 第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第3欄の補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(補助金の対象除外)

第5 次に掲げる補助金の交付を受ける分娩取扱施設は、補助金の対象としない。

- (1) 平成21年4月1日医政発0401007号厚生労働省医政局長通知「産科医療確保事業の実施について」の別添「産科医療確保事業等実施要綱」に基づき実施する産科医療機関確保事業のうち、医療施設運営費等補助金で交付されるもの（令和7年度に実施する事業に限る。）
- (2) 平成21年3月30日医政発第0330011号厚生労働省医政局長通知「周産期医療対策事業等の実施について」の別添「周産期医療対策事業等実施要綱」に基づき実施する周産期母子医療センター運営事業（令和7年度に実施する事業に限る。）
- (3) 愛知県産科医療施設施設設備整備費（令和8年度に実施する事業に限る。）

(申請手続)

第6 規則第3条の規定による申請書の様式は、別紙様式1のとおりとし、その提出部数は、1部とする。

2 前項の規定による申請書の提出時期は、別に定める。

(申請の取下げ)

第7 規則第7条の規定する申請の取下げ期日は、交付決定の通知を受けた日から30日以内とし、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(計画変更の承認)

第8 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ、変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付決定を受けた補助金の額に変更をきたさない場合は、この限りではない。

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

(補助事業の中止又は廃止)

第9 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、知事の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第10 規則第13条に定める実績報告書及び添付書類の様式は、別紙様式2のとおりとし、その提出部数は1部とする。

- 2 前項に定める実績報告書の提出期限は交付事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。）の日から起算して30日、又は翌年度の4月5日のいずれか早い期日とする。

（補助金の交付）

第11 補助金は、補助事業の完了後交付する。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を概算払い又は前金払いにより交付することができる。

（補助金の額の確定）

第12 知事は、前条による実績報告の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該補助事業の成果が補助の決定の内容に適合するものと認めたときは、補助すべき額を確定し、事業対象者に対し通知する。

（補助金の精算）

第13 補助事業者は、第12の規定により補助金の額が確定した場合及び第8の規定に基づく計画変更の承認を受けた場合であって、概算払で支給された金額が補助額を上回っている場合は、その金額を知事が指定する期日までに返還しなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告）

第14 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式3により、速やかに知事に報告しなければならない。提出部数は1部とする。

- 2 前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を納付させることがある。

（関係書類の整備）

第15 補助金の交付を受けた補助事業者が地方公共団体である場合には、補助事業対象者は補助事業にかかる予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業が完了した日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

- 2 補助金の交付を受けた補助事業対象者が地方公共団体以外の場合には、補

助事業者は補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておくなければならない。

（実施細則）

第16 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月29日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

(別表)

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
1 施設当たり 1,160 千円×分娩取扱件数減少率(%)	令和7年度における、分娩 取扱施設の運営に必要な 医師、助産師、看護師に係 る次に掲げる経費に分娩 取扱件数減少率(%)を乗 じ、100で除した額 職員基本給 職員諸手当 諸謝金 社会保険料	2分の1

(注) 分娩取扱件数減少率(%)は、令和5年度の分娩取扱件数から令和6年度の分娩取扱件数を引いた数を令和5年度の分娩取扱件数で除し、100を乗じて得た数(小数点以下は切り捨て、15を上限とする)とする。